

広島県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十年四月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

西浦三庄田熊線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市因島重井町字伊浜新開一〇八九番一地从先から 尾道市因島重井町字深浦三五五番一地从先まで	一一・九〇〃 三二・〇〇	五・五〇〃三 一・〇〇	九八四・〇〇	九九〇・〇〇	拡幅